

静医発第 877 号

令和 4 年 8 月 3 日

郡市医師会長 様

一般社団法人静岡県医師会

会長 紀 平 幸 一

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について
（情報提供）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、日本医師会常任理事より別添のとおり通知がありましたので、ご連絡いたします。

本件は、学校等において児童生徒等がてんかんの発作を起こした場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等が口腔用液（ブコラム®）の投与を行うことについて、医師法第 17 条の解釈として文部科学省等から疑義照会し、それに対する厚生労働省からの回答についてお知らせするものです。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係機関への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

（参考）武田薬品工業株式会社－ブコラム.jp

<https://www.buccolam.jp/>



日医発第772号(健Ⅰ・健Ⅱ・地域・法安)
令和4年7月26日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 釜菴 敏
常任理事 渡辺弘司
(公印省略)

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について
(情報提供)

平素、本会各種事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、文部科学省等より厚生労働省医政局医事課に対して、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において児童生徒等がてんかんの発作を起こした場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等が口腔用液（ブコラム®）の投与を行うことについて、医師法第17条の解釈として疑義照会し《別添資料中の別紙1》、その回答《別添資料中の別紙2》》を関係各機関に通知した旨、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より本会に対し周知方依頼の連絡がありました。

なお、今回の通知文でも触れられておりますとおり、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室等における児童生徒等のてんかん発作時に教職員等による坐薬挿入については、別途、示されております(平成28年3月23日付(地Ⅱ227)、平成29年9月11日付(地Ⅱ109・地Ⅲ120)を参照)。

つきましては、別添資料をお送りしますので、貴会でもご了知いただくとともに関係の郡市区医師会を通じ、会員への周知方、よろしく願います。

追記

別添資料中の別紙1にて示されております、「医師から受けたブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面」については、武田薬品工業ホームページに「発作マネジメント共有シート」が用意されていますことをご案内します(ホームページの概要と共有シートを参考添付します)。

《武田薬品工業ホームページURL <https://www.buccolam.jp/>》

事務連絡
令和4年7月19日

各都道府県・市区町村保育主管課
各都道府県・市区町村地域子ども・子育て支援事業主管課
各都道府県・市区町村認可外保育施設主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課
各都道府県私立学校主管部課 御中
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省子ども家庭局総務課
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、学校における児童生徒等のてんかん発作時における教職員等による坐薬挿入については、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」（平成28年2月29日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について（依頼）」（平成29年8月22日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において、お示しをしているところです。

また、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室等におけるてんかん発作時の坐薬挿入についても、「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第17条の解釈について」（平成

29年8月22日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、厚生労働省医政局医事課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名通知）においてお示しをしているところです。

今般、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において児童生徒等がてんかんの発作を起こした場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等が口腔用液（ブコラム®）の投与を行うことについて、文部科学省等から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせいたします。

また、ブコラム®を使用した場合には、てんかん発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

なお、0～6カ月の乳児に対しては、保育所等においてブコラム®を預かり、職員等が投与することは想定されていません。

ブコラム®の使い方等を理解するに当たっては、武田薬品工業株式会社のホームページ（<https://www.buccolam.jp/>）も御参照ください。

また、本事務連絡は消防庁と協議済みであることを申し添えます。

つきましては、都道府県・市町村保育主管課、地域子ども・子育て支援事業主管課及び認可外保育施設主管課におかれては域内の保育所、放課後児童健全育成事業の事業者及び認可外保育施設に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

以上

府子本第 766 号
4 初健食第 17 号
子総発 0714 第 1 号
子保発 0714 第 1 号
子子発 0714 第 1 号
令和 4 年 7 月 14 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定子ども園担当）
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
厚生労働省子ども家庭局総務課長
厚生労働省子ども家庭局保育課長
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
（ 公 印 省 略 ）

医師法第 17 条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御対応くださるようお願い申し上げます。

記

学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等（以下「学校等」という。）で在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童（以下「児童等」という。）がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ（以下「教職員等」という。）が、口腔用液（「ブコラム®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の 4 つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で

指示を受けていること。

- ・ 学校等においてやむを得ずブコラム®を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・ ブコラム®の使用の際の留意事項
- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にブコラム®を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してブコラム®を使用すること。
- ・ 当該児童等がやむを得ずブコラム®を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・ ブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、ブコラム®を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

医政医発 0715 第 2 号
令和 4 年 7 月 15 日

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定子ども園担当）
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
厚生労働省子ども家庭局総務課長
厚生労働省子ども家庭局保育課長
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

医師法第 17 条の解釈について（回答）

令和 4 年 7 月 14 日付け府子本第 766 号、4 初健食第 17 号、子総発 0714 第 1 号、子保発 0714 第 1 号、子子発 0714 第 1 号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強く願います。

てんかん重積状態でブコラムを使用されるお子さんの介護者の方や、教職員または保育士など教育・保育現場の方へ


ブコラム.jp

[ブコラムの使い方について](#)

[てんかん重積状態について](#)

[お役立ちツールダウンロード](#)

**ブコラム[®]を使用される
お子さんの介護者の方や、
教職員または保育士など
教育・保育現場の方へ**



ブコラム[®] 使い方ガイド

投与方法ムービー
ブコラムの投与方法を動画でご紹介します




..... ブコラムの使い方について

<p>ブコラムとは？</p> 	<p>ブコラムを投与するタイミングは？</p> 	<p>発作が起きたときの対処法は？</p> 	<p>ブコラムの投与方法は？</p> 
<p>救急搬送するのはどんなとき？</p> 	<p>ブコラムによる注意すべき副作用は？</p> 	<p>ブコラムを使うときに注意が必要な人は？</p> 	<p>ブコラムの保管で気をつけることは？</p> 

よくある質問 

..... てんかん重積状態について

<p>てんかん重積状態とは？</p> 	<p>主な原因</p> 	<p>主な種類</p> 	<p>診断と治療</p> 
<p>発作時の対処</p> 	<p>生活環境への配慮</p> 	<p>「発作マネジメント共有シート」のご紹介</p> 	



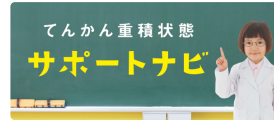
教育・保育施設向け資料「ブコラム練習用形状見本」の無償貸与申し込みはこちら

お申し込みフォーム

その他不明点があれば下記もしくは、医療機関にお問い合わせ下さい

武田薬品くすり相談室 ☎0120-566-587

受付時間 月曜～金曜/9:00～17:30 (土日祝日・その他の当社休業日を除く)



ブコラム.jp

🏠 ホーム

ブコラムの使い方について

- ▶ ブコラムとは？
- ▶ ブコラムを投与するタイミングは？
- ▶ 発作が起きたときの対処法は？
- ▶ ブコラムの投与方法は？
- ▶ 救急搬送するのはどんなとき？
- ▶ ブコラムによる注意すべき副作用は？
- ▶ ブコラムを使うときに注意が必要な人は？
- ▶ ブコラムの保管で気をつけることは？
- ▶ よくある質問
- ▶ 投与方法ムービー

てんかん重積状態について

- ▶ てんかん重積状態とは？
- ▶ 主な原因
- ▶ 主な種類
- ▶ 診断と治療
- ▶ 発作時の対処
- ▶ 生活環境への配慮
- ▶ 発作マネジメント共有シートのご紹介

お役立ちツールダウンロード

- ▶ お役立ちツールダウンロード

ご利用に関して | 個人情報の取り扱いについて

Copyright ©1995 - 2022 Takeda Pharmaceutical Company Limited. All rights reserved.

発作マネジメント共有シート

主治医からのご連絡

様

現在、以下の患児は、(けいれん ・ てんかん)のため通院治療を受けています。

以下の情報を確認の上、発作時の対応や日常生活の留意点についてご配慮をお願いいたします。(記載日: 年 月 日)

氏名	(男 ・ 女)	生年月日	年 月 日 (歳)
保護者/介護者氏名		連絡先	
緊急連絡先 ※1、2、3の順で ご連絡ください	順序	連絡先名	電話番号(自宅/携帯/会社など) 本人との関係
	1		
	2		
	3		
発作の情報 (熱性けいれん、てんかんなど)	発作のタイプ	発作の持続時間・頻度	備考
	①		
	②		
	③		
発作を起こしやすい条件() 発作後の状態()			
普段服用しているお薬 (けいれん/てんかんへの薬剤)			
発作が起きた時の 基本的な対応	✓ 体を無理に押さえつけず、危険なものや場所を避け、頭の下にクッションなどを敷いて安全を確保してください ✓ □の中にものを入れたりしないでください ✓ □の中に食べ物が入っていたら、無理に取り出さずに、からだを横向きにして、そばで注意深く見守ってください ✓ 危険がないように、発作が終わり意識が回復するまで必ず誰かがそばについていてください ✓ その他 ()		
緊急性を要する 場合の対応 ※該当する番号に ○を入れています	緊急対応を要するタイミング: A. 保護者に緊急連絡 B. 救急搬送を手配 (特記欄:) C. 発作のタイプによって、長引く場合は、以下のお薬を投与 お薬の名前 () 投与タイミング () お薬の名前 () 投与タイミング () D. 医師に連絡 (特記欄:) E. その他 ()		緊急性を要する場合(例) ● 発作が5分以上持続する ● 意識を回復せずに発作を繰り返す ● ケガをした ● 呼吸困難がある ● 発作が水中で起きた
緊急時の お薬投与後の対応	お薬投与後、下記の変化について、観察してください ✓ お薬を投与後、10分以内に発作が止まるかどうか ✓ 呼吸の状態(呼吸が遅い、浅いまたは止まった、唇が青い) ✓ 意識の状態(意識がもうろうとしている、意識がない) ✓ いつもの発作と発作後の様子が違うか ✓ その他 ()		
指定の搬送先病院が ある場合	病院名:	電話番号:	
学校・園での生活の制限 ※該当事項は□に ✓を入れています	<input type="checkbox"/> 特にありません <input type="checkbox"/> 右記について、ご配慮をお願いします () <input type="checkbox"/> 右記には参加することができません ()		
その他の連絡事項			

日常生活ならびに緊急時においては、上記の対応につき、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

施設名:

医師名:

(保護者署名*)保護者名:

監修: 埼玉県立小児医療センター 神経科 浜野 晋一郎 先生

※ 保護者以外への使用依頼時に署名

発作マネジメント共有シート

(記入見本)

〇〇〇〇

様

現在、以下の患児は、(けいれん ・ てんかん)のため通院治療を受けています。

以下の情報を確認の上、発作時の対応や日常生活の留意点についてご配慮をお願いいたします。(記載日: 年 月 日)

氏名	(こどものおなまえ) (男・女)		生年月日	年 月 日 (歳)
保護者/介護者氏名	(保護者の名前)		連絡先	
緊急連絡先 ※1、2、3の順で ご連絡ください	順序	連絡先名	電話番号(自宅/携帯/会社など)	本人との関係
	1	} (主治医の先生と保護者の間で確認ください)		
	2			
3				
発作の情報 (熱性けいれん、てんかんなど)	発作のタイプ		発作の持続時間・頻度	備考
	① ミオクローニー発作		1秒 1回/月	まれに突然転倒します
	② 強直間代発作		1-2分 1回/3ヵ月	まれに5分以上続くことがあります
	③			
発作を起こしやすい条件(疲れているとき) 発作後の状態(②の後はおもうろうとする)				
普段服用しているお薬 (けいれん/てんかんへの薬剤)	お薬の名前を記載します(お薬手帳のコピーも可能)			
発作が起きた時の 基本的な対応	✓ 体を無理に押さえつけず、危険なものや場所を避け、頭の下にクッションなどを敷いて安全を確保してください ✓ □の中にものを入れたりしないでください ✓ □の中に食べ物が入っていたら、無理に取り出さずに、からだを横向きにして、そばで注意深く見守ってください ✓ 危険がないように、発作が終わり意識が回復するまで必ず誰かがそばについていてください ✓ その他 ()			
緊急性を要する 場合の対応 ※該当する番号に ○を入れています	緊急対応を要するタイミング: 発作時にAを、発作が5分続けばB、Cをお願いします		緊急性を要する場合(例) ● 発作が5分以上持続する ● 意識を回復せずに発作を繰り返す ● ケガをした ● 呼吸困難がある ● 発作が水中で起きた	
	① 保護者に緊急連絡 ② 救急搬送を手配(特記欄:) ③ 発作のタイプによって、長引く場合は、以下のお薬を投与 お薬の名前(〇〇〇〇〇) 投与タイミング(上記発作②が5分以上続くとき) お薬の名前() 投与タイミング() ④ 医師に連絡(特記欄: お薬で発作が止まった場合も医療機関を受診ください) ⑤ その他(上記発作①で頭を強く打った時も救急搬送をお願いします)			
緊急時の お薬投与後の対応	お薬投与後、下記の変化について、観察してください ✓ お薬を投与後、10分以内に発作が止まるかどうか ✓ 呼吸の状態(呼吸が遅い、浅いまたは止まった、唇が青い) ✓ 意識の状態(意識がもうろうとしている、意識がない) ✓ いつもの発作と発作後の様子が違うか ✓ その他(上記のいずれかに該当すれば、救急搬送の上、医療機関を受診ください)			
指定の搬送先病院が ある場合	病院名: 中央区こども病院		電話番号: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
学校・園での生活の制限 ※該当事項は□に ✓を入れています	<input type="checkbox"/> 特にありません <input checked="" type="checkbox"/> 右記について、ご配慮をお願いします(普段は普通の子供と同じように接してください) <input checked="" type="checkbox"/> 右記には参加することができません(プール、負荷が大きな運動(長距離走など))			
その他の連絡事項				

日常生活ならびに緊急時においては、上記の対応につき、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

施設名: 抱山大学病院

医師名: 武田 長兵衛

(保護者署名*)保護者名: 〇〇〇〇

※ 保護者以外への使用依頼時に署名

監修: 埼玉県立小児医療センター 神経科 浜野 晋一郎 先生